

カナダ
商標規則
2022年3月4日公布
2022年11月2日施行

目次

第1部 一般的適用規則

解釈

- 第1条 定義
- 第2条 期間についての基準。

通則

- 第3条 登録官宛の書面による連絡
- 第4条 書面による連絡に関する制限
- 第5条 登録出願に関する書面による連絡
- 第6条 住所
- 第7条 連絡様式
- 第8条 書類の明瞭性
- 第9条 非公式な言語の書類で提出される書類
- 第10条 書類, 情報又は手数料の提出方法
- 第11条 手数料の免除
- 第12条 還付
- 第13条 宣誓供述書又は法定宣言書
- 第14条 期間延長 - 手数料
- 第15条 所定日 - 期間延長

商標代理人

- 第16条 [保留]
- 第17条 [保留]
- 第18条 [保留]
- 第19条 [保留]
- 第20条 [保留]
- 第21条 [保留]
- 第22条 商標代理人を選任する権限
- 第23条 選任
 - 第23.1条 商標代理人 - 事務所の構成員
 - 第23.2条 送付されたとみなされる書面による通知
- 第24条 商標代理人により又は商標代理人に関連してなされる行為
- 第25条 行為をなす権限を有する者

禁止標章

第26条 手数料

商標登録出願

第27条 範囲

第28条 言語

第29条 商品又は役務の記載方法

第30条 表示又は記載

第31条 内容

第32条 手数料

優先権に関する請求

第33条 提出期間

出願手続における不履行

第34条 不履行の救済期間

商標登録出願の補正

第35条 登録前

商標登録出願の移転

第36条 手数料

第37条 必要な情報

第38条 移転の効力 - 別個の出願

分割出願

第39条 対応する原出願の識別方法

第40条 行われたとみなされる措置

公告

第41条 方法

法第38条に基づく異議申立手続

第42条 手数料

第43条 通信

第44条 書類の写しの転送

第45条 出願人の代理人に対する送達

第46条 送達方法

第47条 答弁書 - 時期

第48条 補正

第49条 証拠の提出方法

- 第50条 異議申立人の証拠の時期
- 第51条 事情 - 異議申立のみなし取下げ
- 第52条 出願人の証拠の時期
- 第53条 事情 - 出願のみなし放棄
- 第54条 答弁の証拠 - 時期
- 第55条 追加の証拠
- 第56条 反対尋問の命令
- 第57条 書面による説明
- 第58条 聴聞の請求

登録簿

- 第59条 詳細
- 第60条 商品又は役務の記載を拡張するための手数料
- 第61条 登録の併合
- 第62条 通知送付のための手数料
- 第63条 商品又は役務について請求される記載 - 時期

登録商標の移転

- 第64条 手数料
- 第65条 所要な情報
- 第66条 移転の効力 - 別個の登録

法第45条に基づく手続

- 第67条 手数料
- 第68条 通信
- 第69条 書類の写しの転送
- 第70条 当事者の代理人に対する送達
- 第71条 送達方法
- 第72条 証拠 - 時期
- 第73条 書面による説明
- 第74条 聴聞の請求

登録の更新

- 第75条 手数料
- 第76条 期間
- 第77条 みなし日付 - 併合された登録

法第11. 13条に基づく異論申立手続

- 第78条 手数料
- 第79条 通信
- 第80条 書類の写しの転送

- 第81条 送達方法
- 第82条 補正
- 第83条 証拠提出方法
- 第84条 異論申立人の証拠の時期
- 第85条 事情 - 異論申立のみなし取下げ
- 第86条 責任機関の証拠の時期
- 第87条 法第11. 13条(5)の非適用 - 事情
- 第88条 事情 - 一覧に記入されない説明又は翻訳
- 第89条 答弁の証拠 - 時期
- 第90条 付加的な証拠
- 第91条 反対尋問の命令
- 第92条 書面による説明
- 第93条 聴聞の請求

書類の写し

- 第94条 認証謄本に係る手数料
- 第95条 非認証謄本に関する手数料

第2部 マドリッド議定書の施行

通則

- 第96条 解釈
- 第97条 法第66条の非適用

国際登録出願(登録官室が本国官庁)

資格

- 第98条 条件

内容及び様式

- 第99条 内容

登録官の機能

- 第100条 本国官庁

国際登録の所有権における変更

- 第101条 記録の請求
- 第102条 国際事務局への移送

カナダ国への領域拡張

マドプロ出願

第103条 マドプロ第3条の3(1)に基づく請求

登録不可能な商標

第104条 国際登録範囲外の商品又は役務

出願日

第105条 法第33条及び第34条の非適用

第106条 国際登録日

マドプロ出願の補正又は取下

第107条 結果として削除になる記録

第108条 完全放棄

第109条 完全取消

第110条 部分取消

第111条 名称又は住所の変更

第112条 補正又は取下げの効力発生日

第113条 国際登録の非更新

マドプロ出願に対する国際登録の訂正の効果

第114条 出願に対するみなし補正

第115条 未公告の出願に対する補正

第116条 公告された出願に対する補正 - すべての商品又は役務

第117条 公告された出願に対する補正 - 一部の商品又は役務

第118条 補正の効力発生日

放棄

第119条 暫定的拒絶の確定声明

審査

第120条 暫定拒絶通知

第121条 暫定拒絶の確定声明

分割出願

第122条 法第39条(1), (2)及び(5)の非適用

第123条 分割請求の提出

第124条 みなし分割出願

異議申立

第125条 延長の制限

- 第126条 異議申立書の提出
- 第127条 暫定的拒絶通知
- 第128条 異議申立の新たな理由の否定
- 第129条 異議申立期間の通知
- 第130条 完全な暫定的拒絶の確定声明

商標の登録

- 第131条 法第40条の非適用
- 第132条 登録官の責務

登録簿の修正

- 第133条 法定規定の非適用
- 第134条 併合請求の提出
- 第135条 結果として削除になる記録
- 第136条 完全放棄
- 第137条 完全取消
- 第138条 部分取消
- 第139条 名称又は住所の変更
- 第140条 国際登録の訂正
- 第141条 取消又は修正の発効日
- 第142条 期間延長請求の検討の不履行

更新

- 第143条 法第46条の非適用
- 第144条 登録期間

移転

- 第145条 法第48条(3)から(5)までの非適用
- 第146条 記録又は登録

変更

- 第147条 申請
- 第148条 結果 - 取り消されたマドプロ出願の対象となる商標
- 第149条 結果 - 取り消されたマドプロ登録の対象となる商標

廃止通告

- 第150条 マドプロ第15条(5)の適用

第3部 経過規定，廃止及び施行

経過規定

- 第151条 定義
- 第152条 既定の出願日
- 第153条 出願日 - 施行
- 第154条 第32条(1)及び(2)についての例外
- 第155条 第32条(4)についての例外
- 第156条 第34条についての例外
- 第157条 第35条(2)(e)についての例外
- 第158条 第75条についての例外
- 第159条 第76条についての例外 - 1回目の更新
- 第160条 第76条についての例外 - グループ化されていない商品又は役務

廃止

- 第161条 旧商標規則は，廃止する。

施行

- 第162条 S.C. 2015, c. 36

附則

手数料表

第1部 一般的適用規則

解釈

第1条 定義

次の定義は、本規則に適用する。

法(Act)とは、商標法をいう。

商標復代理人とは、第22条(2)に基づいて、別の商標代理人に選任された商標代理人をいう。

国際事務局とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

国際登録簿とは、国際事務局によって維持される国際登録に関するデータの公式収容ファイルをいう。

国際登録とは、国際登録簿における商標登録をいう。

商標代理人とは、特許及び商標代理人法第2条で定義される商標代理人を意味する。

第2条 期間についての基準

別段の定めがない限り、本規則における期間についての基準は、期間が法第47条、第47.1条又は第66条(1)に基づいて延長される場合には、延長された期間についての基準として解釈されるべきである。

通則

第3条 登録官宛の書面による連絡

登録官宛の書面による連絡は、「商標登録官」を宛先とし、以下を含まなければならない。

(a) 連絡が商標代理人により提出される場合は当該代理人の名称、また、連絡が関係する業務に関して同一事務所におけるすべての商標代理人が選任される場合は当該事務所の名称、及び

(b) その他の場合には、連絡を提出する者の名称

第4条 書面による連絡に関する制限

(1) 登録官あて宛にしようとする書面による連絡は、2以上の商標登録出願又は2以上の登録商標に関して行ってはならない。

例外

(2) (1)は、次に関する書面による連絡には適用されない。

(a) 名称又は住所の変更

(b) 登録更新手数料の納付

(c) 登録の取消

(d) 登録商標又は商標登録出願の移転

(e) 登録商標又は商標登録出願に係る権利に影響を及ぼす書類

(f) 商標代理人の選任又は選任の取消

(g) 誤記の訂正、及び

(h) 法第11.13条, 第38条又は第45条に基づく手続において提出された, 証拠, 書面による説明又は聴聞の請求の提示

第5条 登録出願に関する書面による連絡

(1) 商標登録出願に関する登録官宛の書面による連絡は, 出願人の名称及び既知の場合には, 出願番号を含まなければならない。

登録商標に関する書面による連絡

(2) 登録商標に関する登録官宛の書面による連絡は, 登録所有者の名称, 及び登録番号又は結果として登録される出願番号の何れかを含まなければならない。

第6条 住所

(1) 共同出願人, 異議申立人及び異論申立人は, 通信用の単一の郵便宛先を提示しなければならない。

住所変更通知

(2) 商標登録官室の下で業務を行う者は, 登録官に対して, 通信用の郵便宛先の如何なる変更も通知しなければならない。

第7条 連絡様式

登録官は, 法第11.13条, 第38条又は第45条に基づく手続において行われた聴聞中になされる連絡を除き, 書面で提出されていない連絡について考慮することを必要とされない。

第8条 書類の明瞭性

登録官へ提出される書類は, 明瞭, 判読可能, かつ, 複製可能なものでなければならない。

第9条 非公式な言語の書類で提出される書類

登録官は, 英語又はフランス語への翻訳も提出されない限り, 英語又はフランス語以外の言語で提出された書類の全部又は一部を考慮することを必要とされない。

第10条 書類, 情報又は手数料の提出方法

(1) 法第64条(1)に従う電子的手段によって提出されない限り, 書類, 情報又は手数料は, 商標登録官室への又はその目的のために許可されるとして登録官によって指定された施設への物理的配達によって, 登録官へ提出されなければならない。

受領日 - 登録官室への物理的配達

(2) 商標登録官室への物理的配達によって登録官へ提出される書類, 情報又は手数料は, 登録官によって, 次の日に受領されたとみなされる。

(a) 登録官室が公衆に開放されている時にそれらが配達される場合は, 登録官室へ配達された日, 及び

(b) 登録官室が公衆に対して閉鎖されている時にそれらが配達される場合は, 登録官室が, 次に, 公衆に開放される日

受領日 - 指定施設への物理的配達

(3) 指定された施設への物理的配達によって登録官へ提出される書類, 情報又は手数料

は、登録官によって、次の日に受領されたとみなされる。

(a) 当該施設が公衆に開放されている時にそれらが配達される場合、

(i) それらが配達される日に商標登録官室が終日又は一部の時間帯に公衆に開放されているときは、その日、及び

(ii) その他のときは、登録官室が、次に、公衆に開放される日、並びに

(b) 当該施設が公衆に対して閉鎖している時にそれらが配達される場合は、施設が、次に、公衆に開放される日以降であって、商標登録官室が、次に、公衆に開放される最初の日

受領日 - 電子的手段による提出

(4) 法第64条(1)に従って電子的手段により登録官へ提出される書類、情報又は手数料は、商標登録官室が所在する場所の現地時間に従って、商標登録官室がそれらを受領する日に受領されたとみなされる。

例外 - 一定の出願及び請求

(5) (1)から(3)までは、次に関しては、適用されない。

(a) 第98条から第100条までにいう国際登録出願

(b) 第101条及び第102条にいう所有権の変更記録請求

(c) 第123条にいう分割請求、及び

(d) 第147条にいう変更申請

例外 - 国際事務局

(6) (1)から(4)までは、国際事務局によって登録官へ提供される書類、情報又は手数料に関しては、適用されない。

第11条 手数料の免除

登録官は、手数料の納付の免除について、正当化できる事情があると納得する場合には、それを行うことができる。

第12条 還付

手数料の納付された日後3年以内に請求がなされたとき、登録官は、手数料の超過納付分を還付しなければならない。

第13条 宣誓供述書又は法定宣言書

(1) 法第56条(1)に基づく上訴が関係する事項において宣誓供述書又は法定宣言書の写しを登録官へ提出する者は、上訴適用期間が満了する日後1年で終了するが、上訴が行われる場合には、当該上訴において最終判決が下される日に終了する保存期間中、原本を保存しなければならない。

原本の提出

(2) 保存期間終了前になされた登録官による要請時に、その者は、登録官へ原本を提出しなければならない。

第14条 期間延長 - 手数料

法第47条に基づく期間延長を申請する者は、本規則の附則の項目1に記載の手数を納付しなければならない。

第15条 所定日 - 期間延長

法第66条(1)の適用上、次の月日、曜日等が規定されている。

- (a) 土曜日
- (b) 日曜日
- (c) 1月1日、又は1月1日が土曜日若しくは日曜日であるときには、翌月曜日
- (d) 聖金曜日(復活祭前日の金曜日)
- (e) イースターマンデー(復活祭明けの月曜日)
- (f) 5月25日前の月曜日
- (g) 6月24日、又は6月24日が土曜日若しくは日曜日であるときには、翌月曜日
- (h) 7月1日、又は7月1日が土曜日若しくは日曜日であるときには、翌月曜日
- (i) 8月の第1月曜日
- (j) 9月の第1月曜日
- (j.1) 9月30日、又は9月30日が土曜日若しくは日曜日であるときには、翌月曜日
- (k) 10月の第2月曜日
- (l) 11月11日、又は11月11日が土曜日若しくは日曜日であるときには、翌月曜日
- (m) 12月25日及び26日、又は
 - (i) 12月25日が金曜日であるときには、その金曜日及び翌月曜日、並びに
 - (ii) 12月25日が土曜日又は日曜日であるときには、翌月曜日及び火曜日、並びに
- (n) 商標登録官室が、通常の就業時間中の終日又は一部の時間帯に、公衆に対して閉鎖されている日

商標代理人

第16条 - 第21条 [保留]

第22条 商標代理人を選任する権限

(1) 出願人、登録所有者又はその他の者は、商標登録官室に対する業務について、それらの者を代理するために、1の商標代理人又は同一事務所におけるすべての商標代理人を選任することができる。

商標復代理人を選任する権限

(2) 商標復代理人を除く商標代理人は、同様にして、商標登録官室に対する業務について、1の商標代理人又は同一事務所におけるすべての商標代理人を、これらの者を選任した者を代理させるために、商標復代理人として選任することができる。

(3) [保留]

第23条 選任

選任 - 1の商標代理人

(1) 1の商標代理人の選任は、登録官が当該商標代理人の名称及び郵便宛先を含む選任通知を受領した日に効力を発生する。

選任 - すべての商標代理人

(2) 同一事務所におけるすべての商標代理人の選任は、登録官が当該事務所の名称及び郵

便宛先を含む選任通知を受領した日に効力を発生する。

取消

(3) 1の商標代理人又は同一事務所におけるすべての商標代理人の選任取消は、その旨の通知を登録官が受領した日に効力を発生する。

第23.1条 商標代理人 — 事務所の構成員

同一事務所におけるすべての商標代理人が選任されている場合は、次の規則が適用される。

(a) 選任後に事務所の構成員となる商標代理人は、当該商標代理人が当該事務所の構成員となる日に選任されたとみなされる。

(b) 事務所の構成員であり選任後に商標代理人となる者は、当該者が商標代理人となる日に選任されたとみなされる。

(c) 事務所の構成員ではなくなる商標代理人の選任は、当該商標代理人が当該事務所の構成員ではなくなる日に取り消されたとみなされる、及び

(d) 資格が停止され、取り消され、又は放棄される商標代理人の選任は、当該商標代理人の資格が停止され、取り消され、又は放棄される日に取り消されたとみなされる。

第23.2条 送付されたとみなされる書面による通知

同一事務所におけるすべての商標代理人が選任される場合、登録官が当該事務所に送付する書面による通知は、同一事務所におけるすべての商標代理人に送付されたとみなされる。

第24条 商標代理人により又は商標代理人に関連してなされる行為

(1) 商標登録官室に対する業務において、商標復代理人によるものを除く、商標代理人によって又は商標代理人に関連してなされる如何なる行為も、当該業務に関して商標代理人を選任した者によって又はその者に関連してなされる行為と同等の効力を有する。

商標復代理人によって又は商標復代理人に関連してなされる行為

(2) 商標登録官室に対する業務において、商標復代理人によって又は商標復代理人に関連してなされる如何なる行為も、当該業務に関して商標復代理人を選任した商標代理人を選任した者によって又はその者に関連してなされる行為と同等の効力を有する。

第25条 行為をなす権限を有する者

(1) (4)に従うことを条件として、商標登録官室に対する業務について、商標代理人の資格を有する者にのみ、当該業務を代理させることができる。

商標代理人が関係する事項

(2) (3)及び(4)に従うことを条件として、選任した商標代理人により商標登録官室に対する業務を処理させる場合において、

(a) 当該選任者自身を代理人にしてはならない、かつ、

(b) 商標代理人又は当該商標代理人によって選任された商標復代理人以外の者は、商標代理人を選任する者を代理することが許可されない。

例外

(3) 次の業務は、自らが自身で行うことができる。

(a) 商標登録出願、第98条から第100条までという国際登録出願又は第147条という変更申請

を提出すること

(b) 手数料を納付すること

(c) 第23条に基づいて通知を送付すること

(d) 法第46条に基づいて、商標登録を更新すること、又は

(e) 法第48条に基づいて、請求を行うこと又は証拠を提出すること

例外

(4) (3) (a)から(e)までにいう業務に関して、権限を与えた者が商標代理人であるか、又は特許及び商標代理人法第20条に基づく商標代理人登録簿に記名された者であるか否かに拘らず、当該権限を付与された他の者に代理させることができる。

禁止標章

第26条 手数料

法第9条(1)(n)又は(n. 1)に基づく公式通知の送付を請求する者又は事業体は、本規則の附則の項目6に記載の手数を納付しなければならない。

商標登録出願

第27条 範囲

各商標の登録のために、別個の出願が提出されなければならない。

第28条 言語

商標登録出願は、商標そのものを除き、英語又はフランス語によるものでなければならない。

第29条 商品又は役務の記載方法

法第30条(2)(a)にいう商品又は役務の記載は、指定の商品又は役務を識別する方法で、それらの商品又は役務の各々を記載しなければならない。

第30条 表示又は記載

次の要件が、法第30条(2)(c)の適用上、定められている。

(a) 表示は、商標の2以上の図を含むことができること。ただし、商標を明瞭に定義するために複数の図が必要である場合に限る

(b) 二次元の表示は、8cm×8cmを超えてはならないこと

(c) 商標が、その全体又は一部において、三次元形状からなる場合では、表示は、二次元の図表示又は写真表示でなければならないこと

(d) 商標の特徴として色彩がクレームされている場合又は商標が輪郭描写の外形を伴わない単一の色彩又は多色彩の組合せから専らなる場合では、視覚的表示は、色彩によるものでなければならないこと

(e) 商標の特徴として色彩がクレームされていない場合又は商標が輪郭描写の外形を伴わない単一の色彩又は多色彩の組合せから専らなる場合では、視覚的表示は、白黒によるも

のでなければならないこと

(f) 商標が、その全体又は一部において、音声からなる場合では、表示は、その目的のため許可されるものとして登録官によって指定される様式で、当該音声の録音を含まなければならないこと、及び

(g) 記載は、明瞭、かつ、簡潔でなければならない。

第31条 内容

次の情報及び記載が、法第30条(2)(d)の適用上、定められている。

(a) 出願人の名称及び郵便宛先

(b) 商標が、その全体又は一部において、ラテン文字以外の文字からなる場合では、出願言語の音声体系に従い、それらの文字のラテン文字への翻字

(c) 商標が、その全体又は一部において、アラビア数字又はローマ数字以外の数字からなる場合では、それらの数字のアラビア数字への翻字

(d) 商標に含まれる他言語による用語の英語又はフランス語への翻訳

(e) 商標が、その全体又は一部において、三次元形状、ホログラム、動画、商品の包装形態、音声、香り、味、質感又は標識の配置からなる場合では、その旨の記載

(f) 商標の特徴として色彩がクレームされている場合では、クレームされている各色彩の名称及び当該色彩で表される商標の主要部分の表示とともに、その旨の記載

(g) 商標が、輪郭描写の外形を伴わない単一の色彩又は多色彩の組合せから専らなる場合では、各色彩の名称とともに、その旨の記載、及び

(h) 商標が証明標章である場合では、その旨の記載

第32条 手数料

(1) 第96条に定義するマドリッド議定書に基づく国際登録商標出願（以下、マドプロ出願）又は分割出願以外の商標登録出願を提出する者は、附則の項目7に記載の適用手数料を納付しなければならない。

分割出願の手数料

(2) 第96条に定義するマドプロ出願に由来しない分割出願を提出する者は、次に関して、附則の項目7に記載の適用手数料を納付しなければならない。

(a) 対応する原出願自体が分割出願である場合、

(i) 提出された分割出願が一連の分割出願に由来するときには、その一連の分割出願の由来元である原出願、及び

(ii) 提出された分割出願が一連の分割出願に由来しないときには、対応する原出願の由来元である原出願、並びに

(b) その他の場合では、対応する原出願

手数料のみなし納付

(3) 附則の項目7に記載の適用手数料のすべて又は一部が、出願に関して納付される場合には、場合に応じて、当該項目にいう適用手数料又はその一部が、次に関して、納付されたこととみなされる。

(a) 当該出願自体が分割出願である場合、

(i) 当該出願が一連の分割出願に由来するときには、その一連の分割出願の由来元である

原出願及び原出願に由来する各分割出願，及び

(ii) 当該出願が一連の分割出願に由来しないときには，対応する原出願及び当該出願に由来する各分割出願，並びに

(b) 当該出願自体が分割出願でない場合には，当該出願に由来する各分割出願

出願日に係る手数料

(4) 法第33条(1)(f)の適用上，所定の手数料は，本規則の附則の7(a)(i)及び(b)(i)に記載の手数料である。

優先権に関する請求

第33条 提出期間

(1) 法第34条(1)(b)の適用上，優先権に関する請求は，当該請求の基礎となる出願の提出日後6月以内に，提出されなければならない。

取下げの期間及び方法

(2) 法第34条(4)の適用上，優先権に関する請求は，出願が法第37条(1)に基づいて公告される前に，その旨の請求を提出することにより，取り下げることができる。

出願手続における不履行

第34条 不履行の救済期間

法第36条の適用上，出願の手続における不履行を救済できる期間は，不履行に係る通知の日付後2月である。

商標登録出願の補正

第35条 登録前

(1) 商標登録出願は，商標の登録前に補正することができる。

例外

(2) (1)に拘らず，出願は，次の目的で補正できないものとする。

(a) 出願人の同一性を変更するため(ただし，その変更が，登録官による出願の移転の記録の結果として生じる場合を除く)，又は第96条に定義するマドプロ出願以外の出願において出願人の識別における誤記を訂正するため

(b) 商標の表示又は説明を変更するため，ただし，出願が法第37条(1)に基づいて公告されておらず，かつ，商標が実質的に同一に保たれる場合は除く

(c) 出願に含まれる商品又は役務の記載の範囲を，次の範囲を超えて，拡大するため

(i) 法第34条又は本規則第106条(2)を斟酌せずに判断された出願日時点での当該記載

(ii) 法第37条(1)に基づく公告時の記載及び当該公告後の補正時の記載のうち，狭い方，及び

(iii) 第96条に定義するマドプロ出願の場合では，カナダ国に関して，(補正がなされたときにはその補正時点の)出願の基礎となる国際登録に含まれている商品又は役務の一覧

(d) 分割出願であることの表示を追加するため

(e) 法第31条(b)又は本規則第31条(e), (f)若しくは(g)にいう記載を付加し, 又は削除するため, ただし, 出願が, 法第37条(1)に基づいて公告されておらず, かつ, 商標が実質的に同一に保たれている場合を除く, 又は

(f) 出願が法第37条(1)に基づいて公告された後に, 本規則第31条(h)にいう記載を付加し, 又は削除するため

例外についての例外

(3) (2)に拘らず, 同項にいう補正は, 第107条, 第111条, 第114条又は第117条に従って行うことができる。

商標登録出願の移転

第36条 手数料

法第48条(3)に基づき商標登録出願の移転の記録を請求する者は, 本規則の附則の項目8に記載の手数を納付しなければならない。

第37条 必要な情報

登録官は, 移転譲受人の名称及び郵便宛先を提供されない限り, 法第48条(3)に基づいて, 商標登録出願の移転を記録してはならない。

第38条 移転の効力 - 別個の出願

商標登録出願の移転が, 法第48条(3)又は本規則第146条に基づき最初の出願において指定される商品又は役務の少なくとも1であるがすべてではないものに関して, 記録される場合,

(a) 出願譲受人は, 別個の出願に関する出願人とみなされ,

(b) 別個の出願は, 最初の出願と同一の出願日を有するものとみなされ, かつ,

(c) 移転が記録される日前に, 最初の出願に関して行われた措置は, 当該別個の出願に関して行われたとみなされる。

分割出願

第39条 対応する原出願の識別方法

法第39条(2)の適用上, 対応する原出願は, わかる場合は, その出願番号によって, 分割出願において特定されなければならない。

第40条 行われたとみなされる措置

対応する原出願に関して, 分割出願が提出される日以前に行われる措置は, 次を除き, 分割出願に関して行われる措置とみなされる。

(a) 原出願に含まれる商品又は役務の記載の補正, 及び

(b) 本規則の附則の項目7に記載の適用手数料の納付

公告

第41条 方法

法第37条(1)の適用上、出願は、カナダ知的所有権庁のウェブサイト上における次の事項の公表により、公告される。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人及び存在する場合には出願人の商標代理人の名称及び郵便宛先
- (c) 出願に含まれる商標の表示又は説明
- (d) 商標が、標準文字によるものである場合は、その旨の記載
- (e) 商標が証明標章である場合は、その旨の記載
- (f) 出願日
- (g) 出願が、法第34条(1)(b)に従って優先権に関する請求を提出している場合は、当該優先権に関する請求の基礎となる出願の出願日及び出願国又は出願官庁
- (h) 商標が使用され、又は使用することが示されることに付随し、ニース分類の区分に従ってグループ化される商品又は役務に係る記載。各グループにおいて、当該商品又は役務のグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、かつ、ニース分類の分類順で示される
- (i) 法第35条に基づいて行われる権利の部分放棄、及び
- (j) 登録官が、法第32条(2)に基づいて、カナダ国内における限定地域に登録を制限している場合には、その旨の記載

法第38条に基づく異議申立手続

第42条 手数料

法第38条(1)の適用上、異議申立書を提出するために納付すべき手数料は、本規則の附則の項目9に記載されているものである。

第43条 通信

異議申立手続に関して登録官と通信する者は、その通信が当該手続に関するものであることを明確に示さなければならない。

第44条 書類の写しの転送

異議申立手続の当事者であって、登録官が、法第38条(5)に基づいて異議申立書の写しを出願人へ転送した後の所定日に、当事者が送達することを別段に要求される書類以外の当該手続に関する書類を登録官へ提出する当事者は、当該所定日に、その書類の写しを、相手方当事者へ転送しなければならない。

第45条 出願人の代理人に対する送達

出願人は、商標代理人を選任しない限り、登録官に対し、法第38条(7)に基づく答弁書において記載し、又は答弁書を提出し、かつ、異議申立人に対し、異議申立に関する書類の送達、出願人に対して送達された場合と同等の効果でもってなされることができ、事務所に係るカナダ国内での名称及び住所を記載した別個の通知を送達することができる。

第46条 送達方法

- (1) 異議申立手続に関する書類の送達は、次によって、行われなければならない。
- (a) カナダ国内での交付送達により
 - (b) カナダ国内における住所あての書留郵便により
 - (c) カナダ国内における住所あての宅配便により
 - (d) 送達を行うことを求める当事者が、(a)から(c)までの何れかに従って相手方当事者へ送達に必要な情報を有していない場合は、送達されるべき書類が登録官へ提出され、又は提供されていることを知らせる旨の通知を相手方当事者あてに送付することにより、又は
 - (e) 当事者らによって合意されている何らかの方法により

商標代理人に対する送達

- (2) 送達されるべき当事者が、異議申立手続に関して商標代理人を選任している場合、
- (a) 当該代理人は、異議申立に関する書類の送達が、当事者に対して直接に送達された場合と同等の効果でもって行われた者又は事務所として、異議申立書、答弁又は通知に記載の者又は事務所を代行するとみなされ、かつ、
 - (b) 送達は、当事者らが別段の合意を行わない限り、当該代理人に対して行われなければならない。

送達の効力発生日

(3) (4)から(7)まで及び(10)に従うことを条件として、送達は、書類が配達された日に効力を発生する。

例外 - 書留郵便による送達

(4) 書留郵便による送達は、書類が郵送された日に効力を発生する。

例外 - 宅配便による送達

(5) 宅配便による送達は、書類が宅配業者へ提供された日に効力を発生する。

例外 - 電子的手段による送達

(6) 電子的手段による送達は、書類が送信された日に効力を発生する。

例外 - 通知の送付による送達

(7) (1) (d)に基づく通知の送付による送達は、通知が送付された日に効力を発生する。

送達の方法及び日付に係る通知

(8) 送達を行う当事者は、登録官に対して、送達方法及び送達の効力発生日について通知しなければならない。

送達証明

(9) 書類を送達する当事者は、登録官による要請に応じて、当該要請の日付後1月以内に、送達証明を提示しなければならない。送達証明が当該1月以内に提示されない場合は、書類は送達されなかったとみなされる。

変則的な送達の有効性

(10) (1)に従う以外の書類の送達であっても、登録官が、送達される当事者へ書類が提供されていると判断し、かつ、その判断について当事者へ知らせている場合には、有効である。

その送達は、送達される当事者へ書類が提供された日に効力を発生する。

第47条 答弁書 - 時期

法第38条(7)の適用上、期間は2月である。

第48条 補正

(1) 異議申立書又は答弁書に対する補正は、登録官が適切であるとみなす条件に基づく登録官の許可を有する場合を除き、行うことができない。

法的公正

(2) 登録官は、法的公正により妥当である場合、(1)に基づく許可を付与しなければならない。

第49条 証拠の提出方法

本規則第56条(3)にいう証拠を除く異議申立手続に関する証拠は、宣誓供述書又は法定宣言書によって、登録官へ提出されなければならない。ただし、証拠が登録官の公式保管内の書類又は書類からの抜粋である場合には、その証拠は、法第54条にいう認証謄本によって、提出することができる。

第50条 異議申立人の証拠の時期

(1) 異議申立人は、出願人による答弁書の写しの送達が効力を発生した日後4月の期間内に、法第38条(8)にいう証拠を、登録官へ提出することができる。

送達の時期

(2) 法第38条(9)の適用上、異議申立人が出願人へ当該証拠を送達しなければならない期間は、当該4月の期間内である。

異議申立人の陳述

(3) 異議申立人が、法第38条(8)にいう証拠の提出を望まない場合には、当該異議申立人は、その旨の陳述を、本条(1)にいう4月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、異議申立人はその陳述を、当該期間内に、出願人へ送達しなければならない。

第51条 事情 - 異議申立のみなし取下げ

法第38条(10)の適用上、法第38条(8)にいう証拠又は異議申立人が証拠を提出することを望まない旨の陳述を提出及び送達しないことが、結果として、当該異議申立が取り下げられたものとみなされることになる事情は、その証拠もその陳述も、本規則第50条にいう4月の期間の終了までに、異議申立人によって提出も送達もされなかったことになる。

第52条 出願人の証拠の時期

(1) 出願人は、法第38条(8)にいう証拠を、本規則第50条に基づく異議申立人による送達が効力を発生する日後4月の期間内に、登録官へ提出することができる。

送達の時期

(2) 法第38条(9)の適用上、出願人が異議申立人へ当該証拠を送達しなければならない期間は、当該4月の期間内である。

出願人の陳述

(3) 出願人が、法第38条(8)にいう証拠の提出を望まない場合には、当該出願人は、その旨の陳述を、本条(1)にいう4月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、出

願人はその陳述を、当該期間内に、異議申立人へ送達しなければならない。

第53条 事情 - 出願のみなし放棄

法第38条(11)の適用上、出願人が、法第38条(8)にいう証拠又は出願人が証拠を提出することを望まない旨の陳述を提出及び送達しないことが、結果として、当該出願人による出願が放棄されたものとみなされることになる事情は、その証拠もその陳述も、本規則第52条にいう4月の期間の終了までに、出願人によって提出も送達もされなかったことになる。

第54条 答弁の証拠 - 時期

第52条に基づく異議申立人への送達が生ずる日後1月以内に、異議申立人は、登録官へ答弁の証拠を提出することができ、そうする場合、異議申立人はその証拠を、当該1月の期間内に、出願人へ送達しなければならない。

第55条 追加の証拠

(1) 当事者は、登録官が適切であるとみなす条件に基づき、登録官の許可を得て、追加の証拠を提出することができる。

法的公正

(2) 登録官は、法的公正により妥当である場合、(1)に基づく許可を付与しなければならない。

第56条 反対尋問の命令

(1) 登録官が第57条(1)に従う通知を送付する前になされた当事者の申請について、登録官は、同登録官によって指定された期間内に、異議申立手続における証拠として登録官へ提出された宣誓供述書又は法定宣言書に係る宣誓供述人又は宣言人の宣誓又は厳粛な確約に基づいて、反対尋問を命令しなければならない。

反対尋問の実施

(2) 反対尋問は、当事者らによる合意のとおり、又は合意が不在のときは、登録官による指定のとおり、行われなければならない。

記録謄本及び約束

(3) 反対尋問を行うために、登録官によって指定された期間内に、

(a) 反対尋問を行った当事者は、反対尋問の記録謄本及び反対尋問の証拠を登録官へ提出し、かつ、相手方当事者へ送達しなければならない、かつ、

(b) 反対尋問を受けた当事者は、当該当事者が反対尋問の経過中に提供することを約束した情報、書類又は資料を登録官へ提出し、かつ、相手方当事者へ送達しなければならない。

反対尋問欠席による不許容

(4) 宣誓供述書又は法定宣言書は、宣誓供述人又は宣言人が反対尋問出席を辞退し、又は欠席の場合には、証拠の一部とはならない。

第57条 書面による説明

(1) すべての証拠が提出された後、登録官は、当事者らに対して、それらの当事者らが書面による説明を登録官へ提出できる旨の通知を送付しなければならない。

異議申立人の書面による説明の時期

(2) 異議申立人は、当該通知の日付後2月の期間内に、書面による説明を登録官へ提出することができる。

送達の時期

(3) 法第38条(9)の適用上、異議申立人が自身の書面による説明を出願人へ送達しなければならない期間は、当該2月の期間内である。

異議申立人の陳述

(4) 異議申立人が書面による説明の提出を望まない場合には、異議申立人は、その旨の陳述を、(2)にいう2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、異議申立人はその陳述を、当該期間内に、出願人へ送達しなければならない。

出願人の書面による説明の時期

(5) 出願人は、次の期間内に、書面による説明を登録官へ提出することができる。

(a) 場合に依じて、(3)又は(4)にいう送達が、(2)にいう2月の期間内に効力を発生する場合は、当該送達が効力を発生する日後2月、及び

(b) その他の場合では、(2)にいう2月の期間の終了後2月

送達の時期

(6) 法第38条(9)の適用上、出願人が自身の書面による説明を異議申立人へ送達しなければならない期間は、書面による説明の出願人による送達に関して本条(5)に基づいて定められた2月の期間内である。

出願人の陳述

(7) 出願人が書面による説明を提出することを望まない場合には、出願人は、その旨の陳述を、書面による説明の出願人による送達に関して(5)に基づいて定められた2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、出願人はその陳述を、当該期間内に、異議申立人へ送達しなければならない。

第58条 聴聞の請求

(1) 書面による説明又は出願人が書面による説明の提出を望まない旨の陳述についての出願人による異議申立人への送達が効力を発生する日後1月以内に、又はそのような送達が書面による説明の出願人による送達に関して第57条(5)に基づいて定められた2月の期間内に効力を発生しない場合は、当該2月の期間の終了後1月以内に、聴聞において登録官へ説明を行うことを望む当事者は、次に示す請求を登録官へ提出しなければならない。

(a) 当事者が、英語又はフランス語による説明を行う意思があるか否か、及び相手方当事者が他方の公式言語による説明を行う場合には、前記当事者が同時通訳を要するか否か、及び

(b) 当事者が、対面で、電話により、ビデオ会議により、又は登録官によって提示され、かつ、選択された通信手段の使用を可能とするのに必要な情報を記載した別の通信手段により、説明を行うことを望むか否か

説明を行うことができる場合

(2) 当事者は、(1)に従って請求を提出する場合にのみ、聴聞において説明を行うことができる。

変更

(3) 当事者が、聴聞の日付の少なくとも1月前に、(1)に基づいて提供された情報の何れか

に関して行われるべき変更について、登録官に通知した場合、登録官は、それに従って、聴聞の管理上の手続を変更しなければならない。

登録簿

第59条 詳細

法第26条(2)(f)の適用上、次の項目が登録簿への記入に必要なその他の詳細である。

- (a) 登録番号
- (b) 登録日における登録所有者の名称及び郵便宛先
- (c) 商標登録出願に含まれている商標の表示又は説明
- (d) 商標が標準文字による場合、その旨の記載
- (e) 商標が証明標章である場合、その旨の記載、及び
- (f) 登録官が、法第32条(2)に基づいて、登録をカナダ国内の限定地域に制限した場合、その旨の記載

第60条 商品又は役務の記載を拡張するための手数料

法第41条(1)の適用上、商標の登録に係る商品又は役務の記載の拡張のための申請を行う登録所有者によって納付されるべき手数料は、本規則の附則の項目10に定められている。

第61条 登録の併合

登録官は、登録が付与される商標が同一であり、かつ、同一の登録所有者である場合にのみ、法第41条(1)(f)に基づいて、登録を併合することができる。

第62条 通知送付のための手数料

法第44条(1)の適用上、同項に基づく通知の送付を請求する者によって納付されるべき手数料は、本規則の附則の項目11に定められている。

第63条 商品又は役務について請求される記載 - 時期

法第44.1条(1)の適用上、登録所有者が、法第30条(3)に記載の方法でグループ化されている商品及び役務の記載を登録官へ提供しなければならない期間は、当該登録所有者へ送付された通知の日付後6月である。

登録商標の移転

第64条 手数料

法第48条(4)に基づいて、登録商標の移転登録を請求する者は、本規則の附則の項目12に記載の手数料を納付しなければならない。

第65条 所要な情報

登録官は、同登録官に移転譲受人の名称及び郵便宛先が提示されていない限り、法第48条(4)に基づく登録商標の移転を登録してはならない。

第66条 移転の効力 - 別個に登録

登録商標の移転が、法第48条(4)又は本規則第146条に基づいて、最初の登録において指定されている商品又は役務の少なくとも1であるがすべてではないものに関して登録される場合には、その者は、最初の登録と同一の登録日を有するとみなされる別個の登録の登録所有者であるとみなされる。

法第45条に基づく手続

第67条 手数料

法第45条(1)の適用上、同項に基づく通知の送付を請求する者によって納付されるべき手数料は、本規則の附則の項目13に定められている。

第68条 通信

法第45条に基づく手続に関して登録官と通信する者は、その通信が当該手続に関するものであることを明確に示さなければならない。

第69条 書類の写しの転送

法第45条に基づく手続の当事者であって、登録官が法第45条(1)に基づいて通知を送付した日後の所定日に、当事者が送達することを別段に要求される書類以外の、当該手続に関する書類を登録官へ提供する当事者は、当該所定日に、その書類の写しを相手方当事者へ転送しなければならない。

第70条 当事者の代理人に対する送達

法第45条に基づく手続の当事者は、手続に関する書類の送達が当事者へ行った場合と同等の効果でもって行われることができる者又は事務所のカナダ国内における名称及び住所を記載した通知を、登録官へ提出し、かつ、手続の相手方当事者へ送達することができる。

第71条 送達方法

- (1) 法第45条に基づく手続に関する書類の送達は、次により、行われなければならない。
- (a) カナダ国内での交付送達により
 - (b) カナダ国内における住所あての書留郵便により
 - (c) カナダ国内における住所あての宅配便により
 - (d) 送達を実施しようとする当事者が、(a)から(c)までの何れかに従って相手方当事者へ送達するために必要な情報を有していない場合は、送達されるべき書類が登録官へ提出され、又は提供されていることを知らせる旨の通知を相手方当事者宛に送付することにより、又は
 - (e) 当事者らによって合意されている何らかの方法により

商標代理人に対する送達

- (2) 第70条に拘らず、送達されるべき当事者が、法第45条に基づく手続に関して商標代理人を選任している場合、送達は、当事者らが別段の合意を行わない限り、当該代理人に対して行われなければならない。

送達の効力発生日

(3) (4)から(7)まで及び(10)に従うことを条件として、送達は、書類が配達された日に効力を発生する。

例外 - 書留郵便による送達

(4) 書留郵便による送達は、書類が郵送された日に効力を発生する。

例外 - 宅配便による送達

(5) 宅配便による送達は、書類が宅配業者へ提供された日に効力を発生する。

例外 - 電子的手段による送達

(6) 電子的手段による送達は、書類が送信された日に効力を発生する。

例外 - 通知の送付による送達

(7) (1) (d)に基づく通知の送付による送達は、通知が送付された日に効力を発生する。

送達の方法及び日付の通知

(8) 送達を行う当事者は、登録官に対して、送達方法及び送達の効力発生日について通知しなければならない。

送達証明

(9) 書類を送達する当事者は、登録官による要請に応じて、当該要請の日付後1月以内に、送達証明を提示しなければならない。送達証明が当該1月以内に提示されない場合は、書類は送達されなかったとみなされる。

変則的な送達の有効性

(10) (1)に従う以外の書類送達であっても、登録官が、送達される当事者へ書類が提供されていると判断し、かつ、その判断について当事者へ知らせている場合には、有効である。その送達は、送達される当事者へ書類が提供された日に効力を発生する。

第72条 証拠 - 時期

法第45条(2.1)の適用上、商標の登録所有者が自身の証拠を、請求により通知が送付された者へ送達しなければならない期間は、法第45条(1)にいう3月の期間である。

第73条 書面による説明

(1) 登録所有者が、法第45条(1)に基づいて送付される通知に応答して、宣誓供述書又は法定宣言書を登録官へ提供した後、登録官は、当事者らに対して、書面による説明を同登録官へ提出できる旨の通知を送付しなければならない。

通知が登録官の主導で送付される場合の時期

(2) 法第45条(2)の適用上、法第45条(1)にいう通知が登録官自身の主導で送付された場合、登録所有者が書面による説明を登録官へ提出できる期間は、本条(1)に基づいて送付される通知の日付後2月である。

登録所有者の陳述

(3) 登録されている所有者が、登録官自身の主導で送付された法第45条(1)にいう通知に関して、書面による説明を提出することを望まない場合には、当該登録所有者は、その旨の陳述を、本条(2)にいう2月の期間内に、登録官へ提出することができる。

通知が請求により送付される場合の時期

(4) 法第45条(2)及び(2.1)の適用上、法第45条(1)にいう通知が、ある者の請求により送付

された場合には、当該者が、書面による説明を登録官へ提出することができ、かつ、それらの説明を登録所有者へ送達しなければならない期間は、本条(1)に基づいて送付される通知の日付後2月である。

通知を請求する者の陳述

(5) (4)の当該者が書面による説明を提出することを望まない場合には、当該者は、その旨の陳述を、(4)にいう2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、当該者はその陳述を、当該期間内に、登録所有者へ送達しなければならない。

登録所有者の書面による説明の時期

(6) 法第45条(2)及び(2.1)の適用上、法第45条(1)にいう通知が、ある者の請求により送付された場合には、登録所有者が、書面による説明を登録官へ提出することができ、かつ、それらの説明を上記請求者へ送達しなければならない期間は、次のとおりである。

(a) 場合に依じて本条(4)又は(5)にいう送達が、(4)にいう2月の期間内に効力を発生する場合では、当該送達が効力を発生する日後2月、及び

(b) その他の場合では、(4)にいう2月の期間の終了後2月

登録所有者の陳述

(7) 登録所有者が、(6)にいう通知に関して、書面による説明を提出することを望まない場合には、当該登録所有者は、その旨の陳述を、書面による自身の説明の提出について(6)に基づいて定められた2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、当該登録所有者はその陳述を、当該期間内に、通知を請求している者へ送達しなければならない。

第74条 聴聞の請求

(1) 聴聞において登録官へ説明を行うことを望む当事者は、次を示す請求を登録官へ提出しなければならない。

(a) 当事者が、英語又はフランス語による説明を行う意思があるか否か、及び相手方当事者が他の公式言語による説明を行う場合には、前記当事者が同時通訳を要するか否か、及び

(b) 当事者が、対面で、電話により、ビデオ会議により、又は登録官によって提示され、かつ、選択された通信手段の使用を可能とするのに必要な情報を記載した別の通信手段により、説明を行うことを望むか否か

期間

(2) 請求は、次の期間内に提出されなければならない。

(a) 法第45条(1)にいう通知が登録官自身の主導で送付された場合には、登録所有者が書面による説明又は書面による説明を行うことを望まない旨の陳述を登録官へ提出する日後1月、又は提出が本規則第73条(2)にいう2月の期間内になされない場合には、当該2月の期間の終了後1月、及び

(b) 法第45条(1)にいう通知が、ある者の請求により送付された場合には、書面による説明の又は書面による説明を行うことを望まない旨の陳述の登録所有者による送達が効力を発生する日後1月、又はそのような送達が、書面による説明の登録所有者による提出に関して本規則第73条(6)に基づいて定められた2月の期間内に効力を発生しない場合には、当該2月の期間の終了後1月

説明を行うことができる場合

(3) 当事者は、本項に従って請求を提出する場合にのみ、聴聞において説明を行うことが

できる。

変更

(4) 当事者が、聴聞の日付の少なくとも1月前に、(1)に基づいて提供された情報の何れかに関して行われるべき変更について、登録官に通知した場合、登録官は、それに従って、聴聞の管理上の手続を変更しなければならない。

登録の更新

第75条 手数料

法第46条の適用上、納付すべき更新手数料は、本規則の附則の項目14に定められている。

第76条 期間

法第46条の適用上、更新手数料を納付すべき期間は、

- (a) 場合に応じて、最初の登録期間又は更新期間の終了の6月前の日に開始し、かつ、
- (b) 次の何れか遅い日で終了する。

- (i) 当該最初の登録期間又は更新期間の終了後に開始する6月の期間の終了日、及び
- (ii) 通知が法第46条(2)に基づいて送付される場合は、当該通知の日付後に開始する2月の期間の終了日

第77条 みなし日付 - 併合された登録

法第46条に基づく更新の適用上、法第41条(1)(f)に基づく登録の併合から生じる商標登録に関する登録のみなし日付は、併合が発生しなかったとき、場合に応じて、併合される複数の登録の何れかに関する最初の登録期間又は更新期間が満了する、併合日後の最先の日の10年前の日に相当する。

法第11.13条に基づく異論申立手続

第78条 手数料

法第11.13条(1)の適用上、異論申立書の提出のために納付すべき手数料は、本規則の附則の項目15に定められている。

第79条 通信

異論申立手続に関して登録官と通信を行う者は、その通信が当該手続に関することを明確に示さなければならない。

第80条 書類の写しの転送

異論申立手続の当事者であって、異論申立書が法第11.13条(1)に基づいて登録官へ提出された後の所定日に、当事者が相手方当事者へ送達することを別段に要求される書類以外の、当該手続に関する書類を登録官へ提供する異論申立人は、当該所定日に、その書類の写しを相手方当事者へ転送しなければならない。

第81条 送達方法

(1) 異論申立手続に関する書類の送達は、次により、行われなければならない。

(a) カナダ国内での交付送達により

(b) カナダ国内における住所あての書留郵便により

(c) カナダ国内における住所あての宅配便により

(d) 送達を行うことを求める当事者が、(a)から(c)までの何れかに従って相手方当事者へ送達するために必要な情報を有していない場合は、送達されるべき書類が登録官へ提出され、又は提供されていることを知らせる旨の通知を相手方当事者あてに送付することにより、又は

(e) 当事者らによって合意されている何らかの方法により

商標代理人に対する送達

(2) 送達されるべき当事者が、異論申立手続に関して商標代理人を選任している場合、

(a) 当該代理人は、選任の通知が送達されている当事者に関して、書類の送達が、当事者に対して直接に送達された場合と同等の効果でもって行われる者又は事務所として、大臣による陳述又は異論申立書に記載の者又は事務所を代行するとみなされ、かつ、

(b) 送達は、当事者らが別段の合意を行わない限り、当該代理人に対して行われなければならない。

送達の効力発生日

(3) (4)から(7)まで及び(10)に従うことを条件として、送達は、書類が配達された日に効力を発生する。

例外 - 書留郵便による送達

(4) 書留郵便による送達は、書類が郵送された日に効力を発生する。

例外 - 宅配便による送達

(5) 宅配便による送達は、書類が宅配業者へ提供された日に効力を発生する。

例外 - 電子的手段による送達

(6) 電子的手段による送達は、書類が送信された日に効力を発生する。

例外 - 通知の送付による送達

(7) (1)(d)に基づく通知の送付による送達は、通知が送付された日に効力を発生する。

送達の方法及び日付の通知

(8) 送達を行う当事者は、登録官に対して、送達方法及び送達の効力発生日について通知しなければならない。

送達証明

(9) 書類を送達する当事者は、登録官による要請に応じて、当該要請の日付後1月以内に、送達証明を提示しなければならない。送達証明が当該1月以内に提示されない場合は、書類は送達されなかったとみなされる。

変則的な送達の有効性

(10) (1)に従う以外の書類の送達であっても、登録官が、送達される当事者へ書類が提供されていると判断し、かつ、その判断について当事者へ通知している場合には、有効である。

その送達は、送達される当事者へ書類が提供された日に効力を発生する。

第82条 補正

(1) 異論申立書又は答弁書に対する補正は、登録官が適切であるとみなす条件に基づく登録官の許可を有する場合を除き、行うことができない。

法的公正

(2) 登録官は、法的公正により妥当である場合、(1)に基づく許可を付与しなければならない。

第83条 証拠提出方法

本規則第91条(3)にいう証拠を除く、異論申立手続に関する証拠は、宣誓供述書又は法定宣言書によって、登録官へ提出されなければならない。ただし、証拠が登録官の公式保管内の書類又は書類からの抜粋からなる場合には、その証拠は、法第54条にいう認証謄本によって、提出することができる。

第84条 異論申立人の証拠の時期

(1) 異論申立人は、当該異論申立人への責任機関による答弁書の写しの送達が発効した日後4月の期間内に、法第11.13条(5)にいう証拠を、登録官へ提出することができる。

送達の時期

(2) 法第11.13条(5.1)の適用上、異論申立人が当該証拠を責任機関へ送達しなければならない期間は、当該4月の期間内である。

異論申立人の陳述

(3) 異論申立人が証拠を提出することを望まない場合には、当該異論申立人は、その旨の陳述を、(1)にいう4月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、異論申立人はその陳述を、当該期間内に、責任機関へ送達しなければならない。

第85条 事情 - 異論申立のみなし取下げ

法第11.13条(6)の適用上、異論申立人が、証拠又は同項にいう陳述を提出及び送達しないことが、結果として、当該異論申立が取り下げられたとみなされることになる状況は、その証拠もその陳述も、本規則第84条にいう4月の期間の終了までに、異論申立人によって提出も送達もされなかったことになる。

第86条 責任機関の証拠の時期

(1) 責任機関は、法第11.13条(5)にいう証拠を、本規則第84条に基づく異論申立人による送達が発効した日後4月の期間内に、登録官へ提出することができる。

送達の時期

(2) 法第11.13条(5.1)の適用上、責任機関が異論申立人へ当該証拠を送達しなければならない期間は、当該4月の期間内である。

責任機関の陳述

(3) 責任機関が、証拠の提出を望まない場合には、当該責任機関は、その旨の陳述を、(1)にいう4月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、責任機関はその陳述を、当該期間内に、異論申立人へ送達しなければならない。

第87条 法第11.13条(5)の非適用 - 事情

法第11.13条(5)(a)の適用上、責任機関が、証拠又は責任機関が証拠を提出することを望まない旨の陳述を提出及び送達しないことが、結果として、登録官に対して証拠を提出し、かつ、説明を行う機会を喪失することになる状況は、その証拠もその陳述も、本規則第86条にいう4月の期間の終了までに、責任機関によって提出も送達もされなかったことになる。

第88条 事情 - 一覧に記入されない説明又は翻訳

法第11.13条(6.1)の適用上、責任機関が、証拠又は責任機関が証拠を提出することを望まない旨の陳述を提出及び送達しないことが、結果として、説明又は翻訳が一覧上に記入されないことになる状況は、その証拠もその陳述も、本規則第86条にいう4月の期間の終了までに、責任機関によって提出も送達もされなかったことになる。

第89条 答弁の証拠 - 時期

第86条に基づく異論申立人への送達が生ずる日後1月以内に、異論申立人は、登録官へ答弁の証拠を提出することができ、そうする場合、異論申立人はその証拠を、当該1月の期間内に、責任機関へ送達しなければならない。

第90条 付加的な証拠

(1) 当事者は、登録官が適切であるとみなす条件に基づき登録官の許可を得て、追加的な証拠を提出することができる。

法的公正

(2) 登録官は、法的公正により妥当である場合、(1)に基づく許可を付与しなければならない。

第91条 反対尋問の命令

(1) 登録官が第92条(1)に従う通知を送付する前になされた当事者の申請について、登録官は、同登録官によって指定された期間内に、異論申立手続における証拠として登録官へ提出された宣誓供述書又は法定宣言書に係る宣誓供述人又は宣言人の宣誓又は厳粛な確約に基づいて、反対尋問を命令しなければならない。

反対尋問の実施

(2) 反対尋問は、当事者らによる合意のとおり、又は合意が不在のときは、登録官による指定のとおり、行われなければならない。

記録謄本及び約束

(3) 反対尋問を行うために、登録官によって指定された期間内に、

(a) 反対尋問を行った当事者は、反対尋問の記録謄本及び反対尋問の証拠を登録官へ提出し、かつ、相手方当事者へ送達しなければならない、かつ、

(b) 反対尋問を受けた当事者は、当該当事者が反対尋問の経過中に提供することを約束した情報、書類又は資料を登録官へ提出し、かつ、相手方当事者へ送達しなければならない。

反対尋問欠席による不許容

(4) 宣誓供述書又は法定宣言書は、宣誓供述人又は宣言人が反対尋問の出席を辞退し、又は行わない場合には、証拠の一部とはならない。

第92条 書面による説明

(1) すべての証拠が提出された後、登録官は、当事者らに対して、当事者らが書面による説明を登録官へ提出できる旨の通知を送付しなければならない。

異論申立人の書面による説明の時期

(2) 異論申立人は、当該通知の日付後2月の期間内に、書面による説明を登録官へ提出することができる。

送達の時期

(3) 法第11.13条(5.1)の適用上、異論申立人が自身の書面による説明を責任機関へ送達しなければならない期間は、当該2月の期間内である。

異論申立人の陳述

(4) 異論申立人が書面による説明の提出を望まない場合には、異論申立人は、その旨の陳述を、(2)にいう2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、異論申立人はその陳述を、当該期間内に、責任機関へ送達しなければならない。

責任機関の書面による説明の時期

(5) 責任機関は、次の期間内に、書面による説明を登録官へ提出することができる。

(a) 場合に応じて、(3)又は(4)にいう送達が、同項にいう2月の期間内に効力を発生する場合では、送達が効力を発生する日後2月、及び

(b) その他の場合では、(2)にいう2月の期間の終了後2月

送達の時期

(6) 法第11.13条(5.1)の適用上、責任機関が自身の書面による説明を異論申立人へ送達しなければならない期間は、書面による説明の責任機関による送達に関して本条(5)に基づいて定められた2月の期間内である。

責任機関の陳述

(7) 責任機関が書面による説明を提出することを望まない場合には、責任機関は、その旨の陳述を、書面による説明の責任機関による送達に関して(5)に基づいて定められた2月の期間内に、登録官へ提出することができ、そうする場合、責任機関はその陳述を、当該期間内に、異論申立人へ送達しなければならない。

第93条 聴聞の請求

(1) 書面による説明又は責任機関が書面による説明を提出することを望まない旨の陳述についての責任機関による異論申立人への送達が効力を発生する日後1月以内に、又はそのような送達が、書面による説明の責任機関による送達に関して第92条(5)に基づいて定められた2月の期間内に効力を発生しない場合は、当該2月の期間の終了後1月以内に、聴聞において登録官へ説明を行うことを望む当事者は、次に示す請求を登録官へ提出しなければならない。

(a) 当事者が、英語又はフランス語による説明を行う意思があるか否か、及び相手方当事者が他の公式言語による説明を行う場合には、前記当事者が同時通訳を要するか否か、及び

(b) 当事者が、対面で、電話により、ビデオ会議により、又は登録官によって提示され、かつ、選択された通信手段の使用を可能とするのに必要な情報を記載した別の通信手段により、説明を行うことを望むか否か

説明を行うことができる場合

(2) 当事者は、(1)に従って請求を提出する場合にのみ、聴聞において説明を行うことができる。

変更

(3) 当事者が、聴聞の日付の少なくとも1月前に、(1)に基づいて提供された情報の何れかに関して行われるべき変更について、登録官に通知した場合、登録官は、それに従って、聴聞の管理上の手続を変更しなければならない。

書類の写し

第94条 認証謄本に係る手数料

(1) 登録官によって所有されている書類の認証謄本を請求する者は、該当する場合に応じて、附則の項目16又は17に記載の手数料を納付しなければならない。

例外

(2) (1)は、法第60条又は連邦裁判所規則第350条によって変更されたものを含む同規則第318条に基づいて移送される認証謄本に関しては、適用されない。

第95条 非認証謄本に関する手数料

登録官によって所有されている書類の非認証謄本を請求する者は、該当する場合に応じて、附則の項目18又は19に記載の手数料を納付しなければならない。

第2部 マドリッド議定書の施行

通則

第96条 解釈

本部において、次の定義が適用される。

基礎出願とは、法第30条(1)に基づいて提出され、かつ、国際登録出願の基礎を構成しているが、後述するマドプロ出願を含まない商標登録出願をいう。

基礎登録とは、登録簿上に記録され、かつ、国際登録出願の基礎を構成しているが、後述するマドプロ登録を含まない商標登録をいう。

共通規則とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び随時変更されている当該協定に関連する議定書に基づく共通規則をいう。

締約当事者とは、後述するマドプロの当事者である国又は政府間機関をいう。

国際登録日とは、共通規則の規則15に基づく国際登録の日付をいう。

領域拡張の通知日とは、国際事務局が、議定書第3条の3(1)又は(2)に基づいてなされた請求について、登録官へ通知する日をいう。

所有者とは、国際登録が、自身の名義で、国際登録簿に記録されている者をいう。

異議申立期間とは、法第38条(1)にいう2月の期間をいう。

マドプロとは、カナダ国が締約当事者であるものに対して随時なされている修正、変更及び改訂を含む、1989年6月27日にマドリッドで採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書をいう。

マドプロ出願とは、第103条(1)若しくは(2)にいう出願又は第124条(1)にいう分割出願をいう。

マドプロ登録とは、第132条(1)に基づく商標登録をいう。

第97条 法第66条の非適用

(1) 法第66条は、次を除き、本部によって定められた期間に関しては適用されない。

- (a) 本規則第117条(2)及び(3)によって定められた2月の期間
- (b) 本規則第125条によって定められた最長4月の延長期間、及び
- (c) 本規則第147条によって定められた3月の期間

共通規則の規則4(4)の適用

(2) 共通規則の規則4(4)は、本条(1)(a)から(c)までにいう期間以外の、本部によって定められたすべての期間に適用される。

国際登録出願(登録官室が本国官庁)

資格

第98条 条件

ある者は、次の条件を満たす場合、国際事務局へ提出するための国際商標登録出願を登録官へ提出することができる。

- (a) その者が、カナダ国の国民若しくはカナダ国内に居住している又はカナダ国内において実効的な工業若しくは商業施設を有している、及び
- (b) その者が、商標の基礎出願に係る出願人又は当該商標に関して基礎登録が存在する場合には、当該商標の登録所有者である

内容及び様式

第99条 内容

- (1) 登録官へ提出されるあらゆる国際登録出願は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称及び郵便宛先
 - (b) 基礎出願の出願番号及び出願日又は基礎登録の登録番号及び登録日
 - (c) 次の旨の陳述
 - (i) 出願人が、カナダ国民であること
 - (ii) 出願人がカナダ国内に居住していること、(a)に基づいて提出された住所がカナダ国内でない場合には、出願人のカナダ国内における居所の住所を伴う、又は
 - (iii) 出願人がカナダ国内において実効的な工業又は商業施設を有していること。(a)に基づいて提出された住所がカナダ国内でない場合には、出願人のカナダ国内における工業又は商業施設の住所を伴う
 - (d) 基礎出願又は基礎登録における商標の特徴として色彩がクレームされている場合、そのクレーム
 - (e) 基礎出願若しくは基礎登録において商標が色彩によるものである場合、又は基礎出願若しくは基礎登録における商標の特徴として色彩がクレームされている場合、色彩によるものでなければならない商標の複製
 - (f) 基礎出願又は基礎登録における商標が証明標章であり、当該商標が、その全体若しくは一部において、三次元形状若しくは音声からなる又は輪郭描写の外形を伴わない単一の色彩若しくは多色彩の組合せから専らなる場合、その旨の表示
 - (g) 国際登録を求める商品又は役務の一覧、これには
 - (i) 基礎出願又は基礎登録の範囲内である商品又は役務のみを含まなければならない、かつ、
 - (ii) ニース分類の分類に従って商品又は役務をグループ化しなければならない。ここで、各グループにおいて、商品又は役務が属するニース分類の分類番号が先立ち、かつ、ニース分類の分類順で提示され、及び
 - (h) マドプロ第3条の3(1)に基づき保護の延長が請求される締約当事者の名称

言語

- (2) 商標そのものを除き、出願は、英語又はフランス語によるものでなければならない。

出願方法

(3) 出願は、次によって、提出されなければならない。

(a) その目的のため許可されるものとして登録官によって指定されるオンラインサービスを使用すること、又は

(b) 国際事務局によって発行される様式を完成させ、かつ、当該様式を、登録官によって指定された電子的手段により、登録官へ提出すること

登録官の機能

第100条 本国官庁

第98条に定められている条件に適合する者によって、第99条に従って提出される国際登録出願の受領時に、登録官は、当該出願に関し、本国官庁として、議定書及び共通規則に従って、次による行為を含む行為をなさなければならない。

(a) 国際登録出願に含まれる情報が、基礎出願又は基礎登録に含まれる情報に対応することを証明すること

(b) 国際登録出願を国際事務局へ提出すること、及び

(c) 国際登録出願が結果として国際登録になる事例では、次の旨について国際事務局へ通知すること

(i) 国際登録において列記されている商品又は役務のすべて又は何れかに関して、基礎出願が取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶され、又は基礎登録が国際登録日後5年の終了前に、取り消され、若しくは抹消される場合、及び

(ii) 国際登録において列記されている商品又は役務のすべて又は何れかに関して、当該5年の期間の終了前に開始した手続が、基礎出願の取下げ、放棄若しくは拒絶又は当該期間後の国際登録の取消若しくは抹消を結果としてもたらず場合

国際登録の所有権における変更

第101条 記録の請求

(1) 国際登録の移転譲受人は、次の要件を満たす場合、国際事務局へ提示するための国際登録の所有権における変更の記録に係る請求を登録官へ提出することができる。

(a) 移転譲受人が、カナダ国の国民若しくはカナダ国内に居住している又はカナダ国内において実効的な工業若しくは商業施設を有していること、及び

(b) 移転譲受人が、国際登録の所有権における変更の記録を請求する時に、国際登録の所有者の署名又は共通規則の規則3(4)(a)の従って記録された所有者の代理人の署名を得られなかったこと

提出方法

(2) 請求は、英語又はフランス語によって、かつ、次によって提出されなければならない。

(a) その目的のため許可されるものとして登録官によって指定されるオンラインサービスを使用すること、又は

(b) 国際事務局によって発行される様式を完成させ、かつ、当該様式を、登録官によって指定された電子的手段により、登録官へ提出すること

添付書類

(3) 請求には、次を添付しなければならない。

(a) 移転の証拠，及び

(b) 移転譲受人が国際登録の所有者の署名又は共通規則の規則3(4)(a)の従って記録された当該移転譲受人の代理人の署名を得ることに尽力した旨，及び当該移転譲受人による尽力が成功に至らなかった旨の陳述

第102条 国際事務局への移送

登録官は、自身が移転の証拠を満足なものとみなす場合には、第101条に従って提出された所有権における変更の記録に係る請求を、国際事務局へ移送しなければならない。

カナダ国への領域拡張

マドプロ出願

第103条 マドプロ第3条の3(1)に基づく請求

(1) 国際登録から結果として生じる商標の保護のカナダ国への拡張に関する議定書第3条3(1)に基づいてなされた請求を含む出願に基づく国際登録簿への商標の登録にあたって、出願は、商標の登録について及び当該請求に列記されている同一の商品又は役務に関して、国際登録の所有者により、法第30条(1)に基づいて提出されたものとみなされる。

マドプロ第3条の3(2)に基づく請求

(2) 国際登録から結果として生じる商標の保護のカナダ国への拡張に関する議定書第3条の3(2)に基づいてなされた請求の国際登録簿への記録にあたって、出願は、商標の登録について及び、当該請求に列記されている同一の商品又は役務に関して、国際登録の所有者により、法第30条(1)に基づいて提出されたものとみなされる。

証明標章に関するみなし出願

(3) (1)又は(2)にいう出願は、国際登録が団体標章、証明標章又は保証標章に関する場合、証明標章の登録出願とみなされる。

登録不可能な商標

第104条 国際登録範囲外の商品又は役務

マドプロ出願の対象である商標は、マドプロ出願において指定された商品又は役務が国際登録の範囲内に属さない場合には、登録できない。

出願日

第105条 法第33条及び第34条の非適用

(1) 法第33条及び第34条は、マドプロ出願に関しては適用されない。

法第34条(1)に対する参照

(2) マドプロ出願の出願日に関して、法第12条(3)及び第32条(1)並びに第38条(2)(e)及び(f)の「第34条(1)」に対する参照は、「商標規則第106条(2)」として読み替える。

第106条 国際登録日

(1) マドプロ出願の提出日は、

(a) マドプロ出願が、議定書第3条の3(1)に基づいてなされた請求から結果として生じる場合には、対応する国際登録の国際登録日であり、かつ、

(b) マドプロ出願が、議定書第3条の3(2)に基づいてなされた請求から結果として生じる場合には、共通規則の規則24(6)に基づく後続する指定によって生じる日付である。

例外 - 優先権

(2) (1)に拘らず、同項に基づいて定められたマドプロ出願の出願日前に、マドプロ出願の出願人又は当該出願人の前権利者が、同一の商品又は役務に付随する同一又は実質的に同一の商標の登録のために、カナダ国以外の何れかの同盟国内で又はその国へ向けて出願した場合には、当該他国内又は他国向けの出願の提出日はマドプロ出願の提出日とみなされ、かつ、出願人は、それに準じて、次の場合には、カナダ国内での何らかの介入使用若しくはカナダ国内での周知又は介入の出願若しくは登録に拘らず、カナダ国内で優先権の資格を有する。

(a) マドプロ出願の基礎となる国際登録が、出願が行われた国又は官庁の名称及び出願日の表示とともに、他国内又は他国向けの出願の優先権を主張する宣言書を含む場合

(b) (1)に基づいて定められるマドプロ出願の出願日が、同一の商品又は役務に付随する同一又は実質的に同一の商標の登録のために、何れかの同盟国内で又は当該同盟国に向けて、最先の出願が提出された日付後6月の期間内である場合

(c) (1)に基づいて定められるマドプロ出願の提出日において、当該マドプロ出願の出願人が、同盟国の市民若しくは国民である若しくは同盟国内に居住している又は同盟国内において実効的な工業若しくは商業施設を有している場合

マドプロ出願の補正又は取下

第107条 結果として削除になる記録

(1) 国際事務局が、カナダ国に関して、マドプロ出願の基礎となる国際登録の商品又は役務の一覧の制限に係る共通規則の規則27(1)(a)に基づく国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合、

(a) 記録が、結果として生じる新たな一覧を生み出さずに、当該一覧からすべての商品又は役務の削除を結果として生じるときには、マドプロ出願は、取り下げられたとみなされ、

(b) (a)に従うことを条件として、記録が、ニース分類の特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出さずに、ニース分類の当該特定分類の当該一覧からすべての商品又は役務の削除を結果として生じるときには、マドプロ出願は、それに準じて補正されたとみなされ、かつ、

(c) 記録が、ニース分類の特定分類の一覧から商品又は役務の1又は複数の削除を結果として生じ、かつ、ニース分類の当該特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出す場合には、登録官は、当該特定分類について結果として生じる当該一覧における各々の商品又は役務に関して、次の要件が満たされているか否かについて判断しなければならない。

(i) 商品又は役務が、第106条(2)を斟酌せずに判断された提出日において又は国際登録簿の登録日において、マドプロ出願の範囲内に属している

(ii) 国際登録簿の登録日が法第37条(1)に基づいて出願が公告される日以降であるとき、

商品又は役務が、公告されるマドプロ出願の範囲内に属している

(iii) マドプロ出願が法第37条(1)に基づいて出願が公告される日以降に補正され、かつ、国際登録簿の登録日が補正日以降であるとき、商品又は役務が、補正されるマドプロ出願の範囲内に属している、及び

(iv) 商品又は役務が、通常の商業用語で、かつ、指定の商品又は役務を識別する方法で、記載されている

結果として新たな一覧を生じる記録

(2) 記録が、ニース分類の特定分類の一覧から商品又は役務の1又は複数の削除を結果として生じ、かつ、ニース分類の当該特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出す場合、

(a) (1)(c)に記載の要件が、当該特定分類について結果として生じる当該一覧における何れの商品又は役務についても満たされていないと登録官が判断するときには、登録官は、共通規則の規則27(5)に従って、当該分類におけるすべての商品又は役務に関して、制限がカナダ国内で有効でない旨の宣言書を国際事務局へ送付しなければならない、かつ、

(b) (1)(c)に記載の要件が、当該特定分類について結果として生じる当該一覧におけるすべての商品又は役務について満たされていると登録官が判断するときには、マドプロ出願は、それに準じて補正されたとみなされる。

第108条 完全放棄

マドプロ出願の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されているすべての商品又は役務に対するカナダ国に関する放棄の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、マドプロ出願は、取り下げられたとみなされる。

第109条 完全取消

マドプロ出願の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されているすべての商品又は役務に対する国際登録の取消の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、マドプロ出願は、取り下げられたとみなされる。

第110条 部分取消

マドプロ出願の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されている商品又は役務のすべてではないが少なくとも1に対する国際登録の取消の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、マドプロ出願は、それに準じて補正され又は取り下げられたとみなされる。

第111条 名称又は住所の変更

マドプロ出願の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、所有者の名称又は住所の変更の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、マドプロ出願は、それに準じて補正されたとみなされる。

第112条 補正又は取下げの効力発生日

第107条から第111条までの何れかに基づくマドプロ出願の補正又は取下げは、場合に応じ

て、国際登録簿へ記録される制限、放棄、取消又は変更の日付に効力を発生したとみなされる。

第113条 国際登録の非更新

マドプロ出願の基礎となる国際登録がカナダ国に関して更新されず、かつ、国際事務局がそのことを登録官へ通知する場合には、当該マドプロ出願は、カナダ国に関して国際登録の満了時に取り下げられたとみなされる。

マドプロ出願に対する国際登録の訂正の効果

第114条 出願に対するみなし補正

国際事務局が、マドプロ出願に影響を及ぼす国際登録の訂正について登録官へ通知している場合には、当該マドプロ出願は、それに準じて補正されたとみなされる。

第115条 未公告の出願に対する補正

マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正に係る通知の日付前に、当該マドプロ出願が、法第37条(1)に基づいて公告されておらず、また、当該マドプロ出願に対するみなし補正が、補正されたマドプロ出願において指定された商品又は役務の少なくとも1に関して実質的であり、かつ、商品又は役務の記載の範囲を狭めることに限定されないと登録官が判断する場合には、「領域拡張の通知日」に対する本規則第120条及び第129条、第132条(1)(c)及び第132条(1)(d)(i)における参照は、当該マドプロ出願に関して、「国際事務局が、マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正についての通知を登録官へ送付した日」として、解釈されるべきである。

第116条 公告された出願に対する補正 - すべての商品又は役務

マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正に係る通知日前に、当該マドプロ出願が、法第37条(1)に基づいて公告されており、また、当該マドプロ出願に対するみなし補正が、補正されたマドプロ出願において指定された商品又は役務のすべてに関して実質的であり、かつ、商品又は役務の記載の範囲を狭めることに限定されないと登録官が判断する場合には、

- (a) 当該出願は、一度も公告されていないとみなされ、かつ、
- (b) 「領域拡張の通知日」に対する本規則第120条及び第129条、第132条(1)(c)及び第132条(1)(d)(i)における参照は、当該マドプロ出願に関して、「国際事務局が、マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正についての通知を登録官へ送付した日」として、解釈されるべきである。

第117条 公告された出願に対する補正 - 一部の商品又は役務

(1) マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正に係る通知日前に、当該マドプロ出願が、法第37条(1)に基づいて公告されており、また、当該マドプロ出願に対するみなし補正が、補正されたマドプロ出願において指定された商品又は役務のすべてではないが少なくとも1に関して実質的であり、かつ、商品又は役務の記載の範囲を狭めることに限定されないと登録官が判断する場合には、登録官は、出願人に対して、通知により、次の選択肢の1を選択することを求めなければならない。

- (a) マドプロ出願が、それらの商品又は役務を削除するように補正されること、又は
- (b) マドプロ出願が、一度も公告されなかったとみなされること

商品又は役務の削除

(2) 出願人が(1)(a)にいう選択肢を選択し、又は通知の日付後2月以内に選択を行わない場合には、マドプロ出願は、それらの商品又は役務を削除するように補正されたとみなされる。

出願のみなし未公告

- (3) 出願人が、通知の日付後2月以内に、(1)(b)にいう選択肢を選択する場合には、
- (a) マドプロ出願は、一度も公告されなかったとみなされ、かつ、
 - (b) 「領域拡張の通知日」に対する本規則第120条及び第129条、第132条(1)(c)及び第132条(1)(d)(i)における参照は、当該マドプロ出願に関して、「国際事務局が、マドプロ出願の基礎となる国際登録の訂正についての通知を登録官へ送付した日」として、解読されるべきである。

第118条 補正の効力発生日

第114条又は第117条(2)に基づくマドプロ出願の補正は、当該マドプロ出願の出願日又は国際登録の訂正を引き起こした誤りがなされた日の何れか遅い方の日に効力を発生したとみなされる。

放棄

第119条 暫定的拒絶の確定声明

登録官がマドプロ出願を法第36条に基づいて放棄されたものとして取り扱う場合は、同登録官は、暫定拒絶の確定声明を国際事務局へ送付しなければならない。

審査

第120条 暫定拒絶通知

領域拡張の通知日後18月の終了前に、登録官による拒絶理由を述べた暫定拒絶通知を先に国際事務局へ通知せずに、法第37条(1)に基づいてマドプロ出願を拒絶してはならない。

第121条 暫定拒絶の確定声明

登録官が法第37条(1)に基づいてマドプロ出願を拒絶する場合には、同登録官は、暫定拒絶の確定声明を国際事務局へ送付しなければならない。

分割出願

第122条 法第39条(1)、(2)及び(5)の非適用

法第39条(1)、(2)及び(5)は、マドプロ出願に関して適用されない。

第123条 分割請求の提出

(1) マドプロ出願に関する出願人は、当初のマドプロ出願を、その範囲内に属する商品又は役務の1又は複数に制限し、かつ、国際事務局への提示のために、カナダ国に関して、次の範囲に属していた他の商品又は役務について当初のマドプロ出願の基礎となる国際登録の

分割請求を登録官に提出することができる。

- (a) 第106条(2)を斟酌せずに判断された出願日における当初のマドプロ出願
- (b) マドプロ出願が法第37条(1)に基づいて公告された日以降に請求が提出される場合には、当該請求が提出される日における当初のマドプロ出願、及び
- (c) カナダ国に関して、当該請求が提出される日における国際登録

提出方法

(2) 請求は、英語又はフランス語によって、かつ、次によって提出されなければならない。

- (a) その目的のため許可されるものとして登録官によって指定されるオンラインサービスを使用すること、又は
- (b) 国際事務局によって発行される様式を完成させ、かつ、当該様式を、登録官によって指定された電子的手段により、登録官へ提出すること

内容

(3) 請求は、次を表示しなければならない。

- (a) 当初のマドプロ出願の基礎となる国際登録の番号
- (b) 当該国際登録の所有者の名称
- (c) ニース分類の分類に従ってグループ化され区別されるべき商品又は役務の名称、及び
- (d) 国際事務局へ納付される手数料の金額及び納付方法、又は国際事務局で開設された口座に必要な金額を引き落とす旨の指示、並びに納付を行う又は指示を与える者の名称

国際事務局への請求の送付

(4) 登録官は、(1)から(3)までに従って提出される何れの請求も、国際事務局へ送付しなければならない。

第124条 みなし分割出願

(1) 第123条に基づく請求の受領に続いて、国際事務局が、カナダ国に関する分割国際登録の登録について登録官へ通知する場合には、出願人は、分割国際登録と同一の商標登録について、かつ、カナダ国に関する分割国際登録に列記されている同一の商品又は役務に関して、分割出願を提出したとみなされる。

分割出願の分割

(2) 分割出願それ自体は、(1)及び第123条に基づいて分割することができ、その場合、それらの規定は、当該分割出願があたかも当初のマドプロ出願であったかのように、適用される。

異議申立

第125条 延長の制限

マドプロ出願に関して、登録官は、登録官に対してなされた出願について、法第47条に基づいて、法第38条(1)にいう2月の期間を4月を超えて延長することを許可されない。

第126条 異議申立書の提出

マドプロ出願に関する法第38条に基づく異議申立書は、英語又はフランス語によって、かつ、その目的のため許可されるものとして登録官によって指定されるオンラインサービス

使用して提出されなければならない。

第127条 暫定的拒絶通知

マドプロ出願に関し、異議申立書が提出されている場合、登録官は、暫定的拒絶通知を国際事務局へ送付しなければならない。

第128条 異議申立の新たな理由の否定

登録官が、異議申立に基づく暫定的拒絶通知を国際事務局へ送付している場合には、異議申立書は、異議申立の新たな理由を追加するように補正することができない。

第129条 異議申立期間の通知

マドプロ出願に関し、異議申立期間が、領域拡張の通知日後18月の期間を超えて延長する可能性がある場合には、登録官は、その旨を国際事務局へ知らせなければならない。

第130条 完全な暫定的拒絶の確定声明

登録官は、次の場合は、マドプロ出願に関する暫定的拒絶の確定声明を国際事務局へ送付しなければならない。

- (a) マドプロ出願が、法第38条(11)に基づいて放棄されたとみなされる場合、又は
- (b) 登録官が、マドプロ出願に指定された商品又は役務のすべてに関して、法第38条(12)に基づいて当該マドプロ出願を拒絶し、上訴を提出するための期間が終了したか、又は上訴が提出されなかったかの何れかである場合、又は上訴が行われたときに、最終判決が、異議申立人に有利に決定された場合

商標の登録

第131条 法第40条の非適用

法第40条は、マドプロ出願に関しては適用されない。

第132条 登録官の責務

(1) マドプロ出願の対象である商標に関して、登録官は、出願人の名義で当該商標を登録し、その登録証を発行し、かつ、次の場合には、商標に保護が付与されている旨の声明を国際事務局へ送付しなければならない。

- (a) マドプロ出願が、異議申立を受けず、かつ、異議申立期間が終了した場合
- (b) マドプロ出願が異議申立を受け、その異議申立が出願人に有利に決定され、かつ、上訴を提出するための期間が終了したか又は上訴が提出されなかったかの何れかである場合、又は上訴が行われたときに、最終判決が、出願人に有利に下された場合
- (c) 領域拡張の通知日後18月が経過し、当該18月の期間内に、異議申立期間が18月の期間を超えて延長する可能性がある旨を、登録官が、国際事務局へ知らせず、かつ、
 - (i) 暫定的拒絶通知を国際事務局へ送付しなかった場合、又は
 - (ii) 国際事務局へ暫定的拒絶通知を送付したが、異議申立に基づくものではなく、かつ、法第37条(1)(a)から(d)までの何れかが適用されることに納得しない場合、又は
- (d) マドプロ出願が異議申立を受け、次の期間が終了し、登録官が(i)にいう期間内に、異

議申立期間が当該期間を超えて延長する可能性がある旨を国際事務局へ知らせ、かつ、登録官が、(ii)にいう期間の終了前に、異議申立に基づく暫定的拒絶通知を国際事務局へ送付しなかった場合

(i) 領域拡張の通知日後18月の期間、及び

(ii) 異議申立期間が開始した日後7月の期間の終了日及び異議申立期間が終了した日後1月の期間の終了日のうち、何れか早く終了する期間

未公告

(2) 法第37条(1)に拘らず、マドプロ出願が公告されずに商標が本条(1)に基づいて登録された場合には、登録官は、当該マドプロ出願を公告してはならない。

登録簿の修正

第133条 法定規定の非適用

法第41条(1)(a)から(c)まで及び(f)、第41条(2)及び(4)並びに第44.1条は、マドプロ出願に関しては、適用されない。

第134条 併合請求の提出

(1) カナダ国に関する分割国際登録の所有者は、複数の国際登録の各々に基づく少なくとも1のマドプロ登録が存在し、かつ、次である場合には、国際事務局への提示のために、分割国際登録を、分割の基礎となる国際登録と併合するための請求を、登録官へ提出することができる。

(a) すべてのマドプロ登録が、同一の当初のマドプロ出願から由来している

(b) それらのマドプロ登録が、同一の商標に関する、及び

(c) それらのマドプロ登録の登録所有者が、国際登録の所有者である

提出方法

(2) 請求は、英語又はフランス語によって、かつ、次により、提出されなければならない。

(a) その目的のため許可されるものとして登録官によって指定されるオンラインサービスを使用すること、又は

(b) 国際事務局によって発行される様式を完成させ、かつ、当該様式を、登録官によって指定された電子的手段により、登録官へ提出すること

内容

(3) 請求は、併合される複数の国際登録の各々の番号及びそれらの国際登録の所有者の名称を表示しなければならない。

国際事務局への請求の送付

(4) 登録官は、(1)から(3)までに従って提出される如何なる請求も、国際事務局へ送付しなければならない。

マドプロ登録の併合

(5) 請求の受領に続いて、国際事務局が、カナダ国に関する分割国際登録の分割の基礎となる国際登録内への併合について登録官へ通知している場合には、登録官は、国際登録に基づき、かつ、同一の当初のマドプロ出願から由来するマドプロ登録を併合するように、登録簿を修正しなければならない。

第135条 結果として削除になる記録

(1) 国際事務局が、カナダ国に関して、マドプロ登録の基礎となる国際登録の商品又は役務の一覧の制限に係る共通規則の規則27(1)(a)に基づく国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合、

(a) 記録が、結果として生じる新たな一覧を生み出さずに、当該一覧からすべての商品又は役務の削除を結果として生じるときには、登録官は、マドプロ登録を取り消さなければならず、かつ、

(b) (a)に従うことを条件として、記録が、ニース分類の特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出さずに、ニース分類の特定分類の当該一覧からすべての商品又は役務の削除を結果として生じるときには、登録官は、それに準じて、登録簿を修正しなければならず、かつ、

(c) 記録が、ニース分類の特定分類の一覧から商品又は役務の1又は複数の削除を結果として生じ、かつ、ニース分類の当該特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出すときには、登録官は、当該特定分類について結果として生じる当該新たな一覧における各々の商品又は役務に関して、次の要件が満たされるか否かを判断しなければならない。

(i) 商品又は役務が、国際登録簿の登録日において、マドプロ登録の範囲内に属している、及び

(ii) 商品又は役務が、通常の商業用語で、かつ、指定の商品又は役務を識別する仕様で、記載されている

結果として新たな一覧を生じる記録

(2) 記録が、ニース分類の特定分類の一覧から商品又は役務の1又は複数の削除を結果として生じ、かつ、ニース分類の当該特定分類について結果として生じる新たな一覧を生み出す場合、

(a) (1)(c)に記載の要件が、当該特定分類について結果として生じる当該一覧における何れの商品又は役務についても満たされていないと登録官が判断するときには、登録官は、共通規則の規則27(5)に従って、当該分類におけるすべての商品及び役務に関して、制限がカナダ国内で有効でない旨の宣言書を国際事務局へ送付しなければならず、かつ、

(b) (1)(c)に記載の要件が、当該特定分類について結果として生じる当該一覧におけるすべての商品又は役務について満たされていると登録官が判断するときには、登録官は、それに準じて、登録簿を修正しなければならない。

第136条 完全放棄

マドプロ登録の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されているすべての商品又は役務に対するカナダ国に関する放棄の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、登録官は、当該マドプロ登録を取り消さなければならない。

第137条 完全取消

マドプロ登録の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されているすべての商品又は役務に対する国際登録の取消の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、登録官は、当該マドプロ登録を取り消さなければならない。

第138条 部分取消

マドプロ登録の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、当該国際登録に列記されている商品又は役務のすべてではないが少なくとも1に対する国際登録の取消の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、登録官は、それに準じて当該マドプロ登録を取り消し、又は登録簿を修正しなければならない。

第139条 名称又は住所の変更

マドプロ登録の基礎となる国際登録に関し、国際事務局が、所有者の名称又は住所の変更の国際登録簿への記録について登録官へ通知している場合には、登録官は、それに準じて登録簿を修正しなければならない。

第140条 国際登録の訂正

- (1) 国際事務局が、マドプロ登録に影響を及ぼす国際登録の訂正について、登録官へ通知し、かつ、
- (a) 訂正された国際登録に対して保護を依然として許可できることを登録官がみなす場合には、登録官は、それに準じて、登録簿を修正しなければならない、又は
- (b) 訂正された国際登録に対して保護を許可できない又はもはや保護を許可できないと、登録官がみなす場合には、登録官は、その旨を宣言し、かつ、訂正通知が送付された日付後18月以内に、国際事務局へ送付される暫定的拒絶通知において自身の理由を記述しなければならない。

応答の期間

- (2) 登録官は、通知により、当該通知に指定した期間内に、(1)(b)に基づいてなされた宣言に対して応答するように、登録所有者に求めなければならない。

許可される保護

- (3) 指定期間内に受領した応答を検討した後、又は応答がないときは当該期間の終了時点で、訂正された国際登録に対して保護を許可できると登録官がみなす場合、登録官は、その旨を国際事務局へ通知し、かつ、それに準じて、登録簿を修正しなければならない。

許可されない保護

- (4) 指定期間内に受領した応答を検討した後、又は応答がないときは当該期間の終了時点で、訂正された国際登録に対して保護を許可できない又はもはや許可できないと登録官が依然としてみなす場合には、登録官は、その旨を国際事務局へ通知し、かつ、それに準じて、登録簿を修正し、又はマドプロ登録を取り消さなければならない。

第141条 取消又は修正の発効日

第135条から第140条までの何れかに基づくマドプロ登録の取消又は登録簿の修正は、場合に依りて、国際登録簿へ記録される制限、放棄、取消、変更又は訂正の日付時に効力を発生するとみなされる。

第142条 期間延長請求の検討の不履行

- (1) 登録官が、以前に提出された異議申立書の提出のための期間の延長請求を検討せずに、商標を登録した場合には、登録官は、マドプロ登録を登録簿から削除することができ

る。ただし、議定書第5条(2)に基づいて異議申立に基づく暫定的拒絶通知を行うための期限が終了していない場合に限る。

通知

(2) 登録官が(1)に基づいてマドプロ登録を登録簿から削除する場合には、登録官は、その旨を国際事務局へ通知しなければならない。

更新

第143条 法第46条の非適用

法第46条は、マドプロ登録に関しては、適用されない。

第144条 登録期間

(1) 法及び本規則のその他の規定に従うことを条件として、マドプロ登録は、登録日に開始し、かつ、取消又は抹消の時点で終了する期間、登録簿へ記録されている。

抹消

(2) マドプロ登録の基礎となる国際登録が、カナダ国に関して更新されず、かつ、国際事務局がその旨を登録官へ通知している場合には、登録官は、当該マドプロ登録を抹消しなければならない。マドプロ登録は、カナダ国に関して、国際登録の満了日に抹消されたとみなされる。

移転

第145条 法第48条(3)から(5)までの非適用

法第48条(3)から(5)までは、マドプロ出願又はマドプロ登録に関しては、適用されない。

第146条 記録又は登録

カナダ国に関して、マドプロ出願又はマドプロ登録の基礎となる国際登録の所有権の変更に係る国際登録簿への記録について、国際事務局が登録官へ通知している場合には、登録官は、それに準じて、マドプロ出願の移転を記録し、又はマドプロ登録の移転を登録しなければならない。

変更

第147条 申請

(1) マドプロ出願又はマドプロ登録の基礎となる国際登録が、当該国際登録において列記されている商品又は役務のすべて又は何れかについて、マドプロ第6条(4)に基づいて取り消される場合には、国際登録簿に記録された取消日において国際登録の所有者であった者又はその権限承継人は、先のマドプロ出願を商標登録出願として又は先のマドプロ登録を商標登録として復活させるための申請(本規則では、「変更申請」という)を、当該日付後3月以内に、登録官へ提出することができる。

単一の出願又は登録

(2) 変更申請は、単一のマドプロ出願又はマドプロ登録に関してのみ、提出することができる。

商品又は役務の一覧 - 範囲

(3) 変更申請における商品又は役務の記載は、次の範囲内に属する商品又は役務のみを含むことができる。

(a) カナダ国に関して、国際登録から取り消された商品又は役務、及び

(b) 国際登録簿に記録された取消日における、マドプロ出願又はマドプロ登録内の商品又は役務

申請の内容

(4) 変更申請は、次を含まなければならない。

(a) 申請が国際登録の変換のためのものである旨の陳述

(b) 商標登録を求める商品又は役務の記載

(c) 取り消された国際登録の国際登録番号、及び

(d) 登録官が、取り消された国際登録に基づいていたマドプロ出願又はマドプロ登録を識別することを可能とする情報

提出方法

(5) 変更申請は、英語又はフランス語によって、かつ、登録官によって指定される電子的手段により提出されなければならない。

非延長

(6) 申請人は、本条(1)にいう3月の期間の延長を、法第47条に基づいて申請することができない。

第148条 結果 - 取り消されたマドプロ出願の対象となる商標

変更申請が、マドプロ出願の復活のために、第147条に従って提出されている場合、

(a) 申請は、国際登録簿に記録された取消日において、取り消された国際登録と、また、変更申請で指定されている商品又は役務に関して同一の商標の所有者であった者により、法第30条(1)に基づいて提出されたとみなされ、

(b) 当該みなし申請は、商品又は役務の記載以外の、マドプロ出願に含まれる書類又は情報を含むとみなされ、

(c) 当該みなし申請は、マドプロ出願と同一の出願日を有するとみなされ、かつ、

(d) 国際事務局が、国際登録の取消の記録について登録官へ通知する日前に、マドプロ出願に関連して行われた措置は、当該みなし申請に関連して行われたとみなされる。

第149条 結果 - 取り消されたマドプロ登録の対象となる商標

変更申請が、マドプロ出願の復活のために、第147条に従って提出されている場合、

(a) 登録官は、変換申請において指定されている商品又は役務に関して、申請人の名義で商標を登録し、かつ、その登録証を発行しなければならず、

(b) 商標登録は、結果としてマドプロ登録になるマドプロ出願から生じたものとみなされ、

(c) 商標登録日は、マドプロ登録の登録日であるとみなされ、

(d) 法第46条(1)に拘らず、かつ、法のその他の規定に従うことを条件として、商標登録は、次の期間、登録簿に記録され、又は記録されているとみなされ、

(i) 国際登録が取り消されていないときには、商標登録日に開始し、かつ、国際登録の保護期間が満了するときを終了する最初の期間、及び

(ii) 本規則の附則の項目14に記載の手数料が下記に対して納付されているときには、後続する10年の更新期間

(A) 第76条にいう期間内、又は(c)を斟酌せずに判断された(a)に基づいて商標が登録された日後6月以内、の何れか遅い方で終了する1回目の更新期間、及び

(B) 第76条にいう期間内の後続する各更新期間、並びに

(e) 国際事務局が国際登録の取消の記録について登録官へ通知する日前に、マドプロ出願に関して行われた措置は、(a)に基づいてなされる登録に関連して行われたとみなされる。

廃止通告

第150条 マドプロ第15条(5)の適用

議定書第15条(5)は、マドプロ出願又はマドプロ登録の基礎となる国際登録の所有者が、締約当事者によるマドプロの廃止通告を理由として、マドプロ第2条(1)に基づいて国際出願を提出する資格をもはや有していない場合には、当該所有者に適用される。

第3部 経過規定、廃止及び施行

経過規定

第151条 定義

本部において、次の定義が適用される。

施行日とは、本規則が第162条(1)に基づいて発効する日をいう。

改正前規則とは、施行日直前まで有効な商標規則をいう。

第152条 既定の出願日

施行日前に、商標登録出願の出願日が、改正前規則第25条に従って定められている場合には、当該出願の出願日は、当該既定の出願日とする。

第153条 出願日 - 施行

商標登録出願に関して、法第33条(1)に記載の項目のすべてが施行日前に登録官によって受領されているが、改正前規則第25条に記載の項目のすべてが当該日前に登録官へ配達されていない場合には、当該出願の出願日は、経済行動計画2014年法(the Economic Action Plan 2014 Act)第1号第339条が施行される日の直前まで有効な法第34条に従うことを条件として、次のとおりである：。

(a) 本規則の附則の項目7に記載の手数料と改正前規則の附則の第1条にいう手数料との差分が施行日前に納付されたときには、施行日、及び

(b) 当該差分が施行日前に納付されなかったときには、差分が納付される日付

第154条 第32条(1)及び(2)についての例外

(1) 本規則第96条に定義されているマドプロ出願以外の、法第34条を斟酌せずに判断された商標登録出願の出願日が、施行日に先行し、かつ、商標が当該日に未だ登録されていない場合には、本規則第32条(1)及び(2)は適用されず、かつ、当該出願を提出した者は、既に納付済みである改正前規則の附則の項目1に記載の手数料に加えて、当該改正前規則の附則の項目15に記載の手数料を納付しなければならない。

手数料のみなし納付

(2) 改正前規則の附則の項目15に記載の手数料が、(1)にいう出願に関して、納付されている場合には、同項目にいう手数料は、次に対して、納付されたとみなされる。

(a) 当該出願自体が分割出願であるとき、

(i) その出願が一連の分割出願から由来するときは、当該一連の分割出願の由来元である原出願及び当該原出願から由来する各分割出願、及び

(ii) その出願が一連の分割出願から由来しないときは、その出願に対応する原出願及び当該原出願から由来する各分割出願、並びに

(b) 当該出願自体が分割出願ではないとき、当該出願から由来する各分割出願

第155条 第32条(4)についての例外

商標登録出願に関して、法第33条(1)(a)から(e)までに記載の項目が施行日前に登録官によ

って受領されている場合には、法第33条(1)(f)の適用上、当該出願に関して法第69.1条にいう手数料は、本規則の第32条(4)に拘らず、改正前規則の附則の項目1に記載の手数料である。

第156条 第34条についての例外

第34条に拘らず、出願の手続遂行における不履行の通知の日付が施行日に先行する場合は、不履行を救済できる期間は、当該通知に指定されている期間である。

第157条 第35条(2)(e)についての例外

本規則第35条(2)(e)に拘らず、法第69.1条にいう登録出願は、商標が実質的に同一を保持している場合には、法第31条(b)又は本規則第31条(e)、(f)若しくは(g)にいう陳述を付加するように、補正することができる。

第158条 第75条についての例外

本規則第75条に拘らず、法第46条の適用上、最終更新日(又は登録が一度も更新されていない場合には登録日)が施行日の15年より前の登録に対する更新手数料は、改正前規則の附則の項目7に記載の手数料である。

第159条 第76条についての例外 - 1回目の更新

本規則第76条に拘らず、かつ、本規則第160条に従うことを条件として、法第46条(2)から(5)までの適用上、施行日前の日に登録簿に記録される登録の施行日以降における1回目の更新に関し、更新手数料を納付しなければならない期間は、

(a) 登録日及び最終更新日のうち、何れか遅い方に開始し、かつ

(b) 次のうち、何れか遅い方で終了する。

(i) (a)に記載の遅い方の日後に開始する15年6月の期間の終了日、及び

(ii) 法第46条(2)に基づいて通知が送付されている場合には、当該通知の日付後に開始する2月の期間の終了日

第160条 第76条についての例外 - グループ化されていない商品又は役務

本規則第76条に拘らず、場合に応じて、本規則第76条又は第159条によって設定された期間の終了時において、商標が登録されている商品又は役務が、法第26条(2)(e.1)に従って登録簿上でグループ化されていない場合、本規則の附則の項目14(a)(ii)及び(b)(ii)に記載の手数料を納付しなければならない期間は、2月の期間の満了時点で終了し、その2月の期間は、本規則第76条又は第159条によって設定された当該期間よりも遅くに当該2月の期間が終了する場合は、登録簿が商品又は役務をそのようにグループ化すべく補正し、かつ、手数料が所定の期間内に納付されないときに登録が抹消される旨の通知を、登録官が登録所有者に対して送付する日後に開始する。

廃止

第161条 旧商標規則は、廃止する。

施行

第162条 S.C. 2015, c. 36

(1) (2)に従うことを条件として、本規則は、経済行動計画2015年法第1号2015第67条が施行される日に、施行する。

2019年2月1日

(2) 経済行動計画2015年法第1号第67条が2019年2月1日前に施行される場合には、第123条、第124条及び第134条は、2019年2月1日に施行する。

附則 (第14条、第26条、第32条及び第36条、第40条(2)(d)、第42条、第60条、第62条、第64条、第67条、第75条及び第78条、第94条(1)、第95条、第149条(d)(ii)、第153条(a)及び第160条)

手数料表

項目	説明	手数料
1.	法第47条に基づく期間延長の申請、延長を求める各行為当たり	125
2.	削除	
3.	削除	
4.	削除	
5.	削除	
6.	法第9条(1)(n)又は(n.1)に基づく公示に関する申請、各徽章、頂飾、記章又は標章当たり	500
7.	商標登録出願手数料	
	(a) カナダ知的所有権庁のウェブサイトを通じて出願及び手数料が提出される場合、	
	(i) 出願に関する商品又は役務の当初の分類について	330
	(ii) 出願日時点における商品又は役務に対する追加の分類当たり	100
	(b) その他の場合	
	(i) 出願に関する商品又は役務の当初の分類について	430
	(ii) 出願日時点における商品又は役務に対する追加の分類当たり	100
8.	法第48条(3)に基づく1以上の商標登録出願の移転に関する記録の申請、各出願当たり	100
9.	法第38条(1)に基づく異議申立	750
10.	登録商標に関する商品又は役務の記載を拡張するための、法第41条(1)に基づく補正の申請	
	(a) 出願に関する商品又は役務の当初の分類について	430
	(b) 出願日時点における商品又は役務に対する追加の分類当たり	100
11.	法第44条(1)に基づく1以上の通知に関する申請、各通知当たり	400
12.	法第48条(4)に基づく1以上の登録商標の移転登録に関する申請、各商標当たり	100

13.	法第45条(1)に基づく1以上の通知に関する申請, 各通知当たり	400
14.	法第46条に基づく商標登録の更新	
	(a) カナダ知的所有権庁のウェブサイトを通じてオンラインにて更新申請及び手数料納付を実施した場合,	
	(i) 更新申請に関する商品又は役務の当初の分類について	400
	(ii) 更新申請における商品又は役務に対する追加の分類当たり	125
	(b) その他の場合	
	(i) 更新申請に関する商品又は役務の当初の分類について	500
	(ii) 更新申請における商品又は役務に対する追加の分類当たり	125
15.	法第11. 13条(1)に基づく異論申立	1, 000
16.	紙型式の認証謄本	
	(a) 各認証当たり	35
	(b) 各頁当たり	1
17.	電子的型式の認証謄本	
	(a) 各認証当たり	35
	(b) 申請に係る各商標当たり	10
18.	紙面様式の非認証謄本, 各頁当たり	
	(a) 申請者が商標登録官室の機器を用いて複写した場合	0. 5
	(b) 商標登録官室が複写した場合	1
19.	電子的様式の非認証謄本	
	(a) 各申請当たり	10
	(b) 申請に係る各商標当たり	10
	(c) 物的媒体での写しが申請される場合は, 最初に提供されたもの以外の各物的媒体	10